

現場代理人及び主任技術者の制度の変更について

令和2年1月6日

1. 現場代理人及び主任技術者の兼務制限の緩和について

請負代金額が 3,500 万円以上（建築一式工事においては 7,000 万円以上）の建設工事に配置する主任技術者・現場代理人は、災害復旧工事を含む場合、密接な関係があり、すべての工事箇所の間隔が 15 km 以内の公共工事であれば、3 件まで兼務を認めることとします（災害復旧工事を含む場合は、同一市町要件を求めません。）。

2. 今回の改正箇所（表中の網掛け部分です。）

契約金額（税込）	現場代理人※2	主任技術者・監理技術者
3,500 万円以上 ※1	兼務不可 ※ただし関連工事は 2 件まで兼務可能 （災害復旧工事を含まない場合は、工事箇所間隔が 10km 以内） （監理技術者制度運用マニュアルに準じる）	同左
	※3 災害復旧工事を含む場合は、密接な関係があり、全ての工事箇所の間隔が 15 km 程度以内の公共工事に限り 3 件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可	同左
3,500 万円未満 500 万円以上 ※1	3 件まで（災害復旧工事は件数に制限なし。） 兼務する全ての工事が直線で 10km 以内 （災害復旧工事については、三原市内であれば距離制限を設けない。） ※届出の提出	3 件まで（災害復旧工事は件数に制限なし。） 兼務する全ての工事が三原市内 ※届出の提出
500 万円未満 ※1	件数に制限なし 配置する全ての工事が三原市内	件数に制限なし 配置する全ての工事が三原市内

※1 建築一式工事の主任技術者等に限り、500 万円→1,500 万円、3,500 万円→7,000 万円と読み替えること

※2 工事を担当している現場代理人を別の工事の主任技術者として配置する場合は、主任技術者として担当する現場を含めて現場代理人の配置要件に従うものとする。また、現場代理人は、必ずいずれかの現場に常駐しており、1 日ですべての現場を見て周り、監督員と常時連絡が取れる体制であること。

※3 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

適用は令和2年1月6日からとします。なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は指名・公告を行った工事についても、当該工事に関する土木工事共通仕様書、誓約書、特記仕様書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする（入札手続き中の工事は、契約後から対象とする。）

※4 災害工事について 3,500 万円未満の工事について距離制限と兼務制限を設けないとする措置は、平成 30 年 7 月豪雨災害に起因する臨時の措置であり、当面の間継続します。

2. 営業所の専任技術者，経營業務の管理責任者の配置について

営業所の専任技術者，経營業務の管理責任者の受注可能な件数は次のとおりです。

契約金額（税込）	現場代理人	主任技術者
3,500 万円以上	配置不可	配置不可
3,500 万円未満		3 件まで配置可能

※以下の要件を満たすこと

- ・当該営業所において，請負契約が締結された建設工事であること
- ・工事現場の職務に従事しながら，実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること（概ね半日で現場の職務を終え，営業所へ帰着することができる範囲であること）
- ・当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること

3. 様式について

契約金額 500 万円以上 3,500 万円未満の工事を兼務する際に提出いただく書類は「現場代理人・主任技術者等の兼務届出書」（資料 1）です。また，営業所の専任技術者，経營業務の管理責任者を主任技術者として配置する場合には「営業所の専任技術者等の配置に関する誓約書」（資料 2）を提出するものとします。